

H28.12.20版

資料4

4. 公共サービス改革法第15条において準用する第10条の欠格事由のうち暴力団排除に関する警察庁への意見聴取

公共サービス改革法第15条において準用する第10条の欠格事由のうち 暴力団排除に関する警察庁への意見聴取



中部地方整備局

総務部 契約課

1. 入札・契約手続き等の概要

制度の概要

平成23年度より、発注者支援業務等（＊）に係る入札が、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号）（以下「法」という。）第2条第7項に規定する民間競争入札の対象になりました。

（＊）発注者支援業務（積算技術業務、工事監督支援業務及び技術審査業務）、公物管理補助業務（河川巡視支援業務、河川許認可審査支援業務、ダム管理支援業務、堰・排水機場等管理支援業務、道路許認可審査・適正化指導業務）及び用地補償総合技術業務をいいます。

【参考】

○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）抜粋

第2条（定義）

7 この法律において「民間競争入札」とは、次に掲げる手続をいう。

- 一 公共サービス改革基本方針において選定された国の行政機関等の公共サービスについて、民間事業者の間において、これを実施する者を決定するための手続であって、第三章第二節の規定により行われるもの
- 二 第八条に規定する実施方針において選定された地方公共団体の特定公共サービスについて、民間事業者の間において、これを実施する者を決定するための手続であって、第三章第四節の規定により行われるもの

通常の業務と手続きが異なる点

I 暴力団排除に関する欠格事由として競争参加資格に以下の要件を追加。

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

（法第10条第4号）

○営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

（法第10条第6号）

○法人であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの（法第10条第7号）

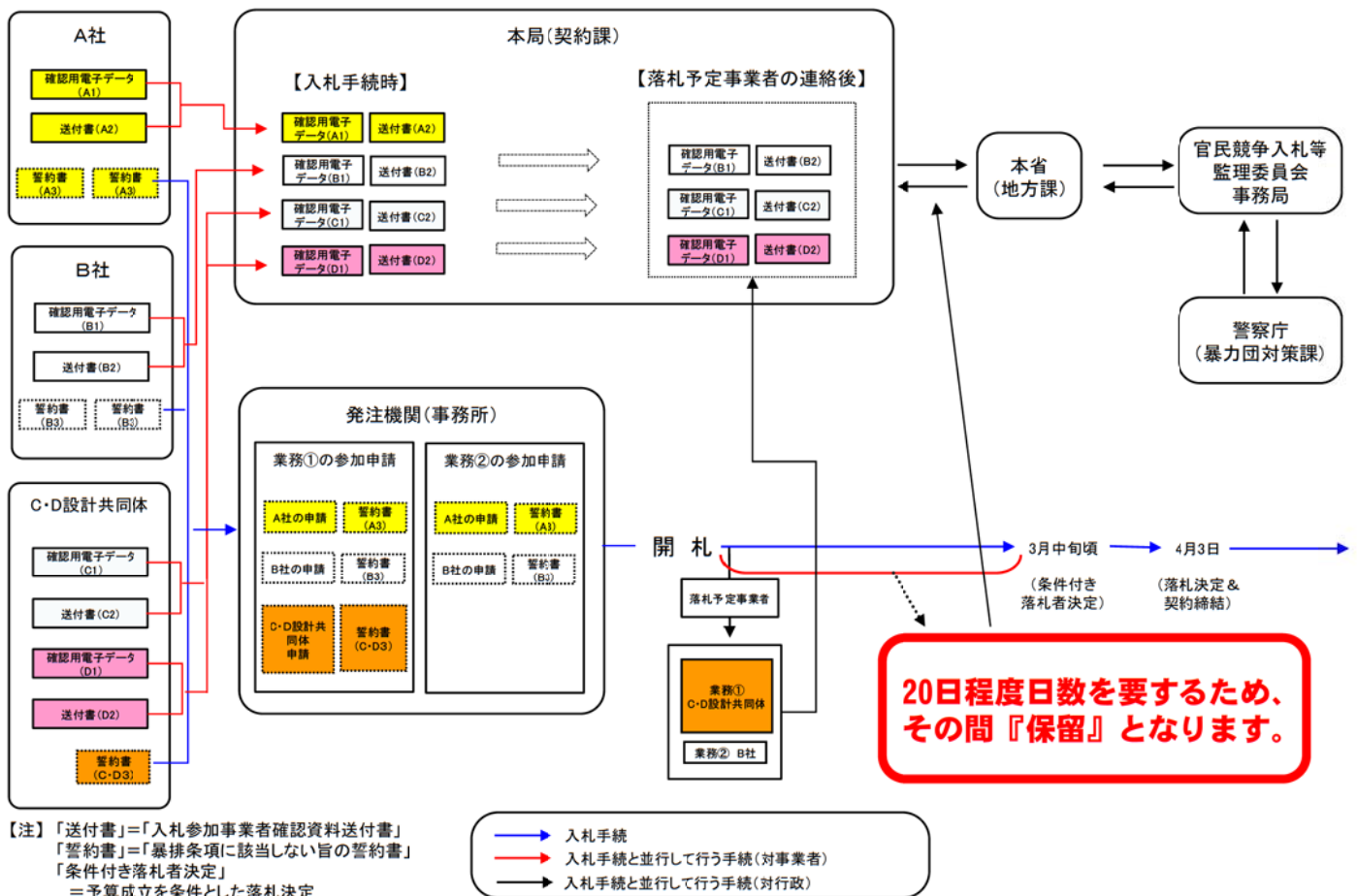
○暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する者（法第10条第8号）

○その者の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして政令で定める者をいう。）が前各号のいずれかに該当する者（法第10条第9号）

II 契約の相手方が暴力団排除に関する欠格事由に該当する疑いがある場合の取扱い。

○契約締結後に暴力団排除に関する欠格事由に該当することが確認された場合には、当該契約を解除することになります（契約における解除事由の一つとして契約書に記載）。

3. 警察庁への意見聴取フロー



4. 警察庁への意見聴取手続き全般にわたる注意事項等 (1 / 2)

警察庁への意見聴取手続きに係る注意事項等について、以下のとおりまとめましたので手続きの参考としてください。

①入札契約権限を支店長等に委任している場合における誓約書等の差出人(名義)等について
→ 全国規模の会社等においては、入札契約権限を支店長等に委任しているケースがありますが、このような場合には、誓約書等の差出人(名義)は、支店長名等としたうえで、記載内容については本店(委任者)を含める形で記載してください。

②「誓約書」の提出を忘れた場合には、どうなりますか
→ 指定された期限までに提出が無い場合には、競争参加資格がないものとなりますので、注意してください。

③「入札参加事業者等確認書」及び「確認用電子データ」の提出回数を教えてください
→ 平成29年度に当地方整備局各機関で実施する発注者支援業務等に共通して用いますので、複数の発注者支援業務等に参加を希望する事業者(設計共同体の構成員として参加する場合を含む。)であっても1度の提出でかまいません。ただし、提出した資料に変更が生じ、その後他の発注者支援業務等に参加を希望する場合は、再度の資料の提出が必要になります。

④「入札参加事業者確認資料送付書」及び「確認用電子データ」の記載内容に誤謬等があった場合の対応について教えてください。
→ これらの書面等については、競争参加資格確認資料と切り離して徴収することとしておりますので、記載内容等に誤謬等があった場合の修正については可能としております。また、記載されたこれらの書面等の内容について、中部地方整備局総務部(契約課)から確認のため電話等を行うことがあります。
* 誓約書については、競争参加資格確認資料の一部として取り扱うこととなります。

4. 警察庁への意見聴取手続き全般にわたる注意事項等（2 / 2）

⑤警察庁への意見聴取について

→ 開札後、落札予定事業者についてのみ警察庁へ意見聴取を行います。

意見聴取には20日程度期間がかかりますのでその期間は「入札保留」となりますので注意してください。

警察庁から意見聴取の結果が来ましたら、「条件付き落札者決定」を行います。

※「条件付き落札者決定」＝予算成立を条件とした落札決定

⑥警察庁への意見聴取手続きに係る問い合わせ窓口

中部地方整備局 総務部 契約課

郵便番号 460-8514

住所 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1（名古屋合同庁舎第2号館）

TEL 052-953-8138（内線2514、2531、2523）

電子メールアドレス cbr-keivaku@mlit.go.jp

なお、警察庁への意見聴取手続き以外の問い合わせについては、入札説明書等に記載されている照会窓口へお願いいたします。

5. 電子入札システムの停止期間に関する注意事項

電子入札システム機器更新に伴い、平成28年12月28日（水）18時00分～平成29年1月19日（木）9時00分までの期間、電子入札システム、入札説明書等ダウンロードシステム及び入札情報サービスの利用が停止されます。

当該期間については、システムによる公告関係資料の入手が不可となります。

当該期間において、資料の交付を希望される入札参加希望事業者におかれましては、入札公告もしくは入札説明書記載の担当部局へ電子メールもしくは電話で交付の申込みを行ってください。

ただし、**当該期間中に資料の交付を受けた者**については、平成29年1月19日～平成29年1月20日の間に、必ず**電子入札システムにより再度交付**を受けてください。この手続きを行っていない場合、入札が**無効**となりますのでご注意ください（詳細は、入札公告及び入札説明書をご確認ください）。